

第 6 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 30 年 11 月 30 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 30 年 12 月 13 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 30 年 12 月 13 日 午後 2 時 22 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

1 番	立 石 昭 夫	2 番	竹 原 祐 一
3 番	岩 下 礼 治	4 番	谷 崎 利 浩
5 番	園 田 浩 文	6 番	菅 敏 徳
7 番	市 原 正	8 番	森 元 秀 一
9 番	河 崎 徳 雄	10 番	大 倉 幸 也
11 番	湯 浅 正 司	12 番	田 中 弘 子
13 番	五 嶋 義 行	14 番	高 宮 正 行
15 番	古 澤 國 義	16 番	阿 南 誠 藏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	井 手 明 廣	20 番	藏 原 博 敏

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	阿 部 節 生	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	本 山 英 二
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	日 田 勝 也
税 務 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	ま ち づ く り 課 長	荒 木 仁
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 寄 寛 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者の名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げておりますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、これより順次一般質問を許します。

5番議員、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 執行部の皆さん、おはようございます。

私も一般質問、1期、2期、通算8年一度も欠かすことなく、一般質問をさせていただきました。平成28年6月の議会では、一般質問がありませんでしたので、通算31回の一般質問をさせていただきました。内容はともかく、45分間、自分の思いを執行部の方々に語りかけられたのは大変うれしく思っているところです。

それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、阿蘇市のふるさと応援寄附金について質問をさせていただきます。

一昨日、朝のニュース番組で、このふるさと納税の偽サイトというのが全国24都道府県にまたがっていて、九州では熊本、沖縄、この2県を除くすべての県で、この偽サイトが横行しているというふうに報道がなされております。その中には、阿蘇市でも活用しているふるさとチョイスあたりにも含まれているというふうに報道がなっております。阿蘇市ではどうですか、チェックマニュアルとか何かありますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

ただ今のご質問に回答させていただきます。阿蘇市において、今の偽サイト関係に伴うチェックマニュアルは今のところございません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この偽サイトも相当精巧なものらしくて、しかし見破る方法というのはいくつかあるようですので、何か情報をとられて、そういうチェックのマニュアルも作っていったほうがよいかなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はい。早急に、ふるさとチョイス関係、ポータルサイトに確認をとらせていただいて、ちょっと対応を進めていきたいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それでは、質問の本題に入らせていただきます。

前回の9月の議会のときに、このふるさと応援寄附金を活用しての、何か各課にこういう案がありますとかいう、その独自の事業の何か政策を各課で取りまとめてお話をしていただけないかということで質問を投げかけております。その回答をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今、市議から、各課で考えるふるさと応援寄附金を活用した独自の事業はということで、9月定例会の中で宿題をいただいております。まず、当然今回、各課長が発言することにつきましては、議事録にも残ることになりますので、各課長が答弁を行います前に、まず前提としてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ご承知のとおり、ふるさと応援寄附金、昨年から始めまして、本年度におきましても予算額にして歳入1億円、諸経費を約50%見込んでいますところ。しかしながら、現実といたしまして、お話がありましたように、偽サイトあたりも当然横行してくる現状もあるというのが事実です。そういったことから、年間、この財源が確実に定期的に決まった額が入ってくる、そういった財源ではなくて、実に不安定な財源であるということも、まずご認識をお願い申し上げたいと思います。寄附金が多いとき、当然あるかと思ひますし、社会情勢によっては寄附金の少ないとき、当然出てきます。各課、種々の事業を考えていると思ひますけれども、行政が行う事業というのは、すべて財源を伴うものになってきます。安定的な財源のもとに継続が大事、そういうふうに私たちは考えております。不安定な財源であるがゆえに、行政として一度事業に着手をしますと、今年は金がないからできないとか、そういったものじゃなくて、中断することができずに、将来にわたっては多額の一般財源を投資することにもつながってくる、大きく財政面にも影響してくることが考えられます。私たちとしましても、現実には事業化して取り組むからには、事業の内容でありますとかニーズ、継続性、将来的な財政負担というのを十分考慮した上で精査し、慎重に取り組むべきものと考えております。また、市独自の政策、様々やっておりますので、その財源として今後充当する

こともまず考えられるところであります。

ご質問をいただきました、まずは将来的にも非常に潤沢な財源のもと、人的にも非常に余裕がある、そういったことを大前提として、まずはまちづくり課から回答をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、まちづくり課で考えております施策等についてお答えいたします。

2020 年を念頭に、直近で私たちとして考えておりますのは、小規模事業者等への施策としまして、特に来年、消費税の改定が予定されております中で、軽減税率、またはやはり外国人がこれから訪れるということを念頭におきまして、インバウンド等に対するキャッシュレスというのが直近では考えられるんじゃないかなと考えております。

また、将来にわたっては、阿蘇のお土産品等の商品開発、また商店街の町並みの景観整備であったりとか、阿蘇市内において新たに創業をされる方に対する支援、また既存、今現在、事業をやられている方の中で、新たな分野に進出しよう、既存の事業以外に進出しようという方々への支援策を講じることによって、地域の雇用であったりとか、移住促進、定住化という促進につながる施策になるんじゃないかなと考えております。

まちづくり課としては、以上です。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

農政課関係の支援策を検討しています部分を答弁させていただきます。

まず、農林業情勢の変化に伴いまして、超高齢化によります後継者不足が社会問題になっておりますけれども、こういった状況を打破するために、将来有望な農林業担い手の地域に定着化を図るための支援策が考えられております。

まず一つ目ですが、阿蘇中央高校、また県立農大等と連携いたしまして、青年農林業後継者育成奨学金制度を創設の検討もあり得るというふうなことで考えております。将来、農林業経営者になることを志し、本市の中核的な担い手として育成・確保を図るものでございまして、地元の高等学校の進学者数も増加するというふうなことでつながるものと考えております。現在、本市の新規就農者数ですが、合併以来 13 年間で約 130 名というふうなことでございまして、その中で新規学卒者で申しますと 26 名と、年間 2 人程度の新規、学校を卒業されての就農というふうな形です。こういった新規学卒者を増やしていくためにも、有効な手段であると考えているところです。

林業につきましても、I・J・Uターン者の参入もありますが、非常に厳しい数になっております。

それから、新規就農者に対します新規作物の実証圃ということで、テストプラント的な部分を、モデル団地を整備するという部分も考えております。

それから、草原保全や新たな森林環境整備に対する考え方といたしまして、北外輪を前提に申しますと、中腹の人工林を大規模な伐採を行いまして、拡大造林、以前の草原や広葉樹

に置き換えるような取り組みも考えているところです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課は、阿蘇山の魅力を堪能できるオリジナリティある企画に活用して、納税者の皆さんに遊びに来ていただくことで還元できたらと思います。特別なトレッキングツアー、火口見学の充実、それと坊中からの登山道、阿蘇パノラマラインがせっかくバイクの雑誌で日本一になっております。ですので、この阿蘇駅からのルートを更に美しく整えていくことなどに活用できたらと思っております。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、福祉課からご説明いたします。

福祉課においては、やはりこれまでも課題になりました保育士の確保に向けた独自の施策をやりたいというふうに思っております。今、年度途中で待機児童が発生しておりますので、これまで採用試験の改善とか、いろいろ大学・専門学校に訪問に行ってきましたけど、やはり売り手市場ということで、なかなか成果が出にくいところがありますので、なるべく阿蘇で保育士として働きたいと言ってもらえるような、インパクトのある事業をしたいと思えます。例えば、家賃の補助はもちろんですけど、実習の受け入れをしたいというふうに思えます。今まで大学を訪問したときに、やはり6割から8割が実習した保育園に行かれる方が非常に多いということです。そういうことであれば、阿蘇に実習に来てもらうような、いろいろ経費をかけてやっていきたいと思っております。

それからもう一つ、地域福祉の充実に向けた仕組みづくりということで、やはり寄附をいただける方々は、やはり魅力ある阿蘇で住民が誰もが安心して暮らせる地域であってほしいと願いがあると思います。やっぱりそのためには地域福祉が一番大事な分野だと思っておりますので、それにつきましては、やはり地域で活躍できるような仕組みづくりをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） おはようございます。市民課です。

市民課は、一番市民に近いところにいる部署ですが、なかなか大きな事業というのはやる課ではございません。それで、市民課で想定される事業が、ふるさと応援寄附金の活用策として馴染むかどうか分かりませんが、欲張りですのでたくさんあります。でも、今日はあえて二つだけ言わせていただきます。

まず一つ目が、食品ロスの削減に関する取り組みです。ごみの減量につきましては、常日頃から取り組んでおりますが、特に最近言われていますのが、食べられるのに捨てられている食品、それをどうにかして減らし、ごみ処分に関する経費も少なく抑えたい、そういうことで阿蘇市では市民一人ひとりがもったいないという意識をもって、日ごろから家庭では必要な分だけを購入して食べきってしまうこと、それから以前、議会でも一般質問でいただきましたが、宴会での乾杯の後、それから終演前、そのときは集中してお料理をいただく、そういう小さいことの積み上げですが、これを更に進めましてフードドライブ等を始めたいな

と思っております。

そして、二つ目です。二つ目が、動物愛護活動に関する取り組みです。これは、最近よく聞かれると思うんですが、野良猫等への餌やりをめぐるトラブルが阿蘇市内で頻発しております。これについては、たくさん苦情が寄せられており、私ども担当課も非常に苦慮しているところです。しかし、熊本県では動物愛護の観点から、殺処分ゼロを掲げておりますので、基本的には野良猫を捕獲して処分するということは、熊本県ではあっておりません。そのためにできることといいましたら、飼い方の指導とか、不妊手術とかをしていただくようお願いをするところにとどまっておりますので、これがもうなかなか市民の方の困り事で、今日、議会に出てくる前も1件相談の電話があってございました。これにつきまして、ふるさと応援寄附金が使えるのであれば、市独自の助成事業を行いまして、不幸な猫を生み出さない、一代限りで幸せに過ごしてもらい、そういう事業に活用したいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ほけん課では、ご承知のとおり、国保、後期高齢者医療、それに介護保険、更に保健事業を担っております。今の本市の医療費、介護費用につきまして、総額115億円にもなっております。高齢化の進展によりまして、今後も更に増え続けていくというふうに予想されているところです。この一つの部署で、この三つの特別会計、更に保健事業に取り組むメリットを活かして、医療・介護など社会保障費の抑制を図っていかねばならないというふうに思っております。

実際、ほけん課では、健康づくり、介護予防事業などに取り組んでおりますが、なかなかその効果が現れにくいという現状がございます。やはり一人ひとりが健康意識を高くもち、日常的に健康を意識した生活を送っていただくこと、これが何より大切なことと思っております。

そこで、市民の方々に健康づくりの動機、きっかけになるような支援を事業化できればいいのかなというふうに考えているところです。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

建設課といたしましては、阿蘇市に特化した携帯地図アプリ開発の提案で、一般的な地図アプリで近道を案内するのに対して、遠回りでも安全な道路を通っていただいて、観光施設等を案内する「あそぐるマップ」ということを提案したいと思います。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。

住環境課では、景観とか環境に対するものが対象になろうかなと思っております。既にASO環境共生基金で少しずつ事業を続けておりまして、それなりの成果を上げてきているところです。自由な発想でということですので、どのようなことがあるかちょっといくつか考えてみました。

景観に関してですけれども、幹線道路の眺望改善、既に共生基金事業でも少しずつはやつ

ていますけれども、幹線道路の大規模な形での改善ができればと思います。景観サインの統一、看板とかそういったものを含めて統一ができないか。それと、町並みの自然景観整備、例えばコンクリート壁とか、そういうものを生け垣とか自然石に変えるような整備ができたらと。環境に関してですけれども、CO₂削減につながります電気自動車への転換、バイオマス等の支援などが考えられるのではないかなと思っております。将来的にはA S O環境共生基金事業とともに阿蘇地域の特性を活かした事業となればと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

総務課として想定される事業といたしましては、現在、世界文化遺産登録を目指す本阿蘇市におきまして、市民の皆様方はもとより、観光客の方々が安心して安全にこの阿蘇を訪れていただくことができるように、観光客の方々がさらなる安心・安全の対策をとるというような形で、阿蘇山上周辺、こちらの防災体制を強固にしていくことでありますとか、またふるさと阿蘇を思うということで、出身の方々、それから親御さんがこちらの阿蘇に残っておられる方々、そういったご心配もあるかと思えます。そういった方々の見守りに対して、防犯カメラでありましたりとか、あとは今いろんなところで課題となっていてあります空き地・空き家、そういったことに対して、やむを得ず行政出動というような形も出てくるかもしれません。こういったときには、基金をもって、その出動に備えるというような活用も考えられるのではないかなというふうに考えているところです。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 教育課としましては、阿蘇市の将来を担う児童生徒の安全確保、また学力向上に活用できればというふうに思っております。通学路は、小学校では4 km以内、中学校では6 km以内で歩いて通学をしていただいておりますが、通学範囲が非常に広いということで、主に約300 kmぐらい通学路がありますけれども、まずこちらの横断歩道の横断旗の設置や注意看板の設置、まだまだ不足しているかと思えます。それから、不審者対策としての防犯カメラの設置や、各学校に防犯用の対策グッズをそろえていきたい。それから、学力向上では、児童生徒数の多い学校へのタブレットの整備、それから遠隔授業実施のための機材購入等に活用できればというふうに思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 各課でいろいろな案が出ております。私も一つ二つ案が少しありますので、ここで少し述べさせていただきます。

総務課あたりは、こういう災害続きのこともありまして、非常用の持ち出し用のバッグ等を全戸配布あたりしたらどうかというふうなものも考えております。それと、教育課にしてみれば、これはちょっとよその自治体でもやっているようですけれども、やはり経済的な格差で学力の格差も出ているというところで、中学校の受験生あたりに普通の私立の塾あたりの先生を週何度か学校に招き入れて授業をやったらどうかとか、そういうところも考えるところです。それと、思い切ったところでは、福祉課あたり、第3子の出産からお祝い金を

第3子から30万円、第4子からは50万円、第5子からは100万円ぐらいの思い切った話題性のあるような祝い金を出したらどうかというふうなところも考えております。いろいろ私も考えているところがありますので、また今後、各課とお話をしていきたいなというふうに思っております。いろいろ案を出していただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。旧あそ教育キャンプ場を阿蘇市が譲渡を受けてからもう数箇月経っておりますけれども、あそこはイエローゾーンにかかっているというところで、なかなか話が進まないところもあると思いますけれども、横の連携として、いろんな各課で案が出ているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

熊本市から昨年、無償譲渡していただきました旧あそ教育キャンプ場ですが、現在、教育課で管理をしております。無償譲渡を受けまして、観光課、まちづくり課、農政課ほか、庁内関係課と活用について、これまで協議をしてきておりますけれども、しかし先ほど議員おっしゃられたとおり、上部の土砂災害の危険区域や進入道路が狭いという課題もありまして、またアウトドアの関連企業や団体へ民間委託等の活用ができないかということで紹介もしてきておりますが、なかなか現状難しいところがございます。今後も引き続き活用について検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 市長、このイエローゾーンの解除あたりに、国直轄の砂防あたりが何とか利用できないかというふうにも思っておりますけど、市長、考えはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） せっかくあんなにすばらしいキャンプ場がありますし、あの広大な用地をいただいたということは、大変ありがたいと思っております。ちなみに、今おっしゃられたようなことも含めて、これから直轄の砂防事業の中で、よく地元の皆さん方と連携を深めながら、そういう課題も入れていくと。その中で一つ解決をして、そのイエローゾーンというんですか、そういうゾーンをまず解除しながら、より使いやすいように安全にしていくなということが大事であると思っておりますし、大きな一つの案であると思っておりますので、その意識をこれから持っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 例えば、こういうのでイエローゾーンが外れた場合、観光課、まちづくり課あたりで何か案がありますか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 私も大分いろんな方を連れて行きましたけれども、全く感触がなかったわけじゃないわけなんです。なので、やっぱり正式に内覧会、施設を見てもらうことをして、そして提案を求めるのもいいかなと思っております。その上でいろいろ検討していくというのを、はい。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 担当は一応教育課になっておりますけど、各課を超えて、良い案があれば出し合って会議を持ちながら、とにかくあの施設もテントも今 50 張ぐらいですかね。いくつか減っているような話も聞いておりますけれども、とにかく使わないと、あの立派な施設が本当に宝の持ち腐れになってしまいますので、あそこの南宮原区あたりの住民の方々も、この先どうなっていくんだろうというふうに、大変不安にも思われているので、そのところは話をしっかり連携を取られて進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それでは、3 番目のこれは県営の工事ですけれども、花原川の河川工事についてお聞きをいたします。最初の計画では、来年の 3 月、年度いっぱいでは体育館横の中央線を通って、小里新橋が通れるようになりますというふうに県からの説明もあっているところですが、現在ちょっと見ていると、大変危ういのかなというふうに思っておりますけれども、情報があれば建設課でお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

宮原川の工事につきましては、現在、左岸側の盛り土工事が行われております。来年 1 月に完了するという事でお聞きしております。

また、小里新橋につきましては、現在、橋梁の下部工が工事されており、上部工が 11 月に契約がなされたということです。現在、労働者不足と資材不足ということで、供用開始については来年 12 月という情報をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 来年の 12 月ということは、もちろん来年の 12 月ですよ。ということは、もう 3 月にはまだもちろん通れないということだと思うんですけど、大体橋があそこは橋梁が 3 つあって、あれが 1 年おきに通れるというような当初の説明だったんですけども、ということは後のも、もちろんもっと遅れる可能性があるということですよ。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 橋の開通工程としましては、小里新橋が来年の 12 月、その下流の戦場ヶ橋が平成 32 年 3 月、平成 32 年度に 2 橋開通と、次の年の 3 月に上流の黒橋が開通ということでお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ちょっともう一回、年度のあれは整理しないとちょっとわからないんですけども、結局、地域の方々が今、鍋釣線が南宮原と西小園にしか抜けられないので、とにかく真ん中の中央線を早く通れるようにならんと、しっかり市でも工事対応していただいて、もうやむを得なく通行止めという箇所が多くなってきております。一時の我慢をすれば通れるようになると思うんですけど、とにかく中央線の新橋は当初 3 月いっぱいというふうに聞いていたので、またそれは県にでも少し情報を地域には流していただくように、市からも少し要望を上げていただきたいと思いますんですけど、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい。すみません。さっきの開通の時期なんですけど、平成 31 年度に 2 橋開通と、黒橋は平成 32 年度中ということです。それと、情報につきましては、県が今後、区長さんを通して、説明に回るということですので、間もなく始まると思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） それでは、小里のあの中央線の橋だけが 1 年遅れて、あとはもう計画どおりに今のところは進む。これを課長に言うても、県の事業なので難しいところはあると思いますけれども、あそこの橋だけが 1 年間ずれるというふうな解釈でよろしいですかね。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） そのように解釈しております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） はい。ありがとうございました、課長。

まだ少し時間も余っておりますけれども、これで園田浩文の一般質問は終わることにいたします。来年も 3 月にこの場に立てることを願ひまして、頑張っていこうというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、13 番議員、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 改めて、おはようございます。13 番、五嶋義行です。

園田議員と同じように、毎回欠かさずやっております。それでも質問がたくさんありますので、毎回混乱をしながら、整理をしながらやっております。今回も通告書に従って質問させていただきます。

まず最初の質問は、国道 57 号北側復旧ルートの開通後の阿蘇西部地区の活性化策ということで通告しております。このことは、トンネルを抜けると阿蘇に入ります。その先に高速道路のような高架の道路が前方に広がっておりますので、人間の心理として、どうしてもその新しい道のところに行ってしまうんじゃないかという思いがあります。そういうことになると、工事のときに、今、車帰地区には大変迷惑をかけております。そして、赤水は現道の国道 57 号の通行止めということで交通量が激減して、もう商店街もほとんど店じまいするような状況になっておりますので、そこで質問ですが、このトンネル通って、最初の車帰ランプでいかに人を下ろすか、何らかの打開策があるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 改めまして、おはようございます。

私たちの課としまして、人口流出を防ぐ、またはランプを活用した打開策ということで、考えられる振興策の一つとしては、宅地開発が考えられるんじゃないかなと思っております。ただ、この宅地開発、開発事業者さん、不動産業者にも少しちょっと聞いてみたんですが、やはりまだ近隣の町村といいますと、大津・菊陽方面の分譲の状況が実際その辺の土地価格が今少し下がってきているというのが一つでありますし、宅地分譲については、熊本近郊については菊池市とか合志市、そちらに若干宅地開発が進んでいるというのが今の現状のようです。

この西部地区の分譲という形で開発をするという場合について、不動産業者さんとか開発業者さんの意見としては、やはり求められている宅地を買おうという方たちが一番求められているのは、やはり買い物、大型商業施設であったりとか、やはり子どもさんをお持ちの方については学校、病院というような環境整備がない場所での宅地開発は非常に開発業者としても土地を買いづらいですし、なかなか販売をしづらいというような回答があっているというのが今、実際現状です。大型商業施設の誘致についても、やはり10分から15分走ると大津・菊陽という形で、既に立地しているところがありますので、非常に大型施設を誘致というのは、今現状としては厳しいんじゃないかなというような回答が今、開発関係の団体からの回答というのが今の現状です。ただ、これについては、やはりトンネルが開通してランプができるという形になりますと人が動き始めます。今の現状としては、どうしてもやっぱりパス絵とかいう形でしか見えておりません。実際、ランプができたり、トンネルが開通しますと人が動き始めます。人が動き始めると、少し状況が変わってくるものじゃないかなと思っておりますので、私たちまちづくり課としても開発業界等への働きかけについては、今後も続けていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 若干の噂ではありますが、その宅地開発業者なる人たちが、ちょっと土地の物色をしておるとかいう話をちょっと聞いておりますが、そういうことは感じておられませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申し訳ございません。その情報は、ちょっとこちらにはまだ入っておりません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 車帰で本当に人を下ろす、赤水に人を動かすという方向で、白雲山荘が以前、赤水温泉ということで大変賑わっておりました。その白雲山荘の1階はビジネスホテルみたいなものができるという段階で、地震があつて中断しておりますが、その後の改修状況ですか、わかりましたら教えてください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 白雲山荘の改修状況ということです。現在、旧本館部分の解体が完了しております、正面から入ったところです。また、北側には社員寮が建築済みということでございまして、建設課窓口の住宅建築物安全形成ストック事業とあわせてグループ補助金を利用して、今回新たに宿泊施設と会議室、温泉施設が建設される計画となっております。2020 年度の開業を目標とされておまして、整備する温泉ではホテルの利用者に限らず、一般の方も利用できるような計画にしたいということでお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それでは、今まだずっと赤水温泉がない状態なのに、看板は赤水温泉、Welcome to Aso City よこそ阿蘇市へ 赤水温泉・内牧温泉という看板が下野のところにあります。それは、また赤水温泉を復活するという事で看板はそのままになってお

るのでしょうか。そのところをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 確かにグランヴィリオさんのことがあったんですけれども、あそこは米塚温泉とうたっていらっしゃいますので、議員の言われるとおりかと思います。ただ、今となっては、赤水温泉を白雲山荘さんがホテルをつくり上げるということですので、そこはそれの期間だけでも修正するのか、もうちょっと残しておくのかは、またちょっと検討させていただきます、看板についてはですね。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 本当は、新しい道ができると、その地域の新しい活性化につながるわけですが、今度の道路は高架でありまして、なかなかそこらはもう素通りすると、元の道に戻るのが宮山の辺りでしか元の道に戻らないから、その赤水地区の人たちはどうしても素通りされて、じゃあ以前の赤水はなくなってしまうんじゃないかというような心配をしております。現道回復については、今日の一般質問の後に国交省からの説明もあるみたいですが、本当はその説明があった後に、この質問をすればよかったなと思いますが、順番ですから仕方ありません。

そこで、最後に市長にその西部地区の今後の動き、その現道の復旧も含めて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 西部地区のことなんですけれども、毎日毎日、工事は進んでまいりますけれども、それと同時に今まで私たちが見慣れていたあの頃の景色とは違って、形状が大きく変わろうとしております。当然、私たちもそのときの赤水地区が、果たして今後どのような状態になっていくんだろうか、すごく気にしておりますし、危惧しておりますし、赤水の皆さん方が一番心配を、また西部地区の皆さん方がしておられると思います。その中で、今、担当課長からも話がありましたように、やっぱり定住化というものをしっかり考えいかなきゃいかんだろうと。でも、定住化ということで、ただそれを不動産のディベロッパーにお願いをするのではなくて、いろんな方々が実際子育て支援も含めた上で、菊池地区のあの進出された工場地帯に皆さん通っておられると思います。恐らく大津・菊陽辺り、どこにしてもアパートで生活している方も恐らくおいでであろうと思いますし、このときばかりに一人ひとりがそういう工場に行きながら、こういうすばらしい環境の下に子育て支援についてはこう、福祉についてはこう、また医療の問題についてはこういう条件が整っておりますというようなことを、会社一つひとつに訪ねながら、そのような宣伝と発信をしていくということをやらないといけないのかなということも思っておりますし、市としても今何とか住宅があちこちありますので、そういうものを集合しながら、まず人が住む、そういう場所をつくっていくことも一つであるかなということを考えながら、今進めておるところであります。西部地区の皆さん方には、本当にそういう意味においては、一番被災の大きかった、これからそのダメージの大きいところからの新しい出発でありますので、私ども行政もよく注意をしながら、また西の玄関口ということよりも発展のために更に取り組んでいく必要があると

思っております。もちろん住民の皆さん方、関係する皆さん方のお力もいただきながらということを思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） ぜひ行政としても目をかけていただいて、「災い転じて福となす」という言葉がありますように、今回の地震災害、西の方が非常に大きな災害を受けておりますので、それを契機に活性化を頑張っていきたいと思っております。

2 番目の質問に移ります。熊本地震により被災し、再建、または新たに取得した住宅について税制面で支援はと質問しておりますが、尾ヶ石の市政報告会のときに住民の方から、よその自治体のことを例えに出されて、阿蘇市は何とかそれ並みにやってくれんのかということ、私も通告させられましたので、改めて質問いたします。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

今回、市政報告会でも同様の質問があったということで、熊本地震により被災しました再建、または新たに取得した住宅について、固定資産税の特例があります。そのことについて制度の説明をさせていただきたいと思います。

今回、熊本地震により新築されました住宅につきましては、従来の新築軽減特例と、今回の地震軽減特例という両方の適用がされます。まず、新築軽減特例につきましては、新築されました住宅について取得後の翌年から3年間、床面積が120㎡、これにつきましては固定資産税が2分の1になると。それから、今回の熊本地震の地震軽減特例ということで、代替家屋として取得した住宅、半壊以上、その被災家屋につきまして固定資産税が取得の翌年から4年分を2分の1にするということで、これを簡単に申し上げますと、最初の3年間は4分の1の負担で済む、最後の1年間で負担してもらうということになります。このことにつきましては、他の町村であったということで、ここは南阿蘇村になります。被災家屋の半壊以上を、ここは基準を一部損壊にしまして、この固定資産税を4年間を免除するという南阿蘇村の特別な制度です。この南阿蘇村は、熊本県下、ここだけの制度となっております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） その場合、阿蘇市の減免の制度と南阿蘇村の制度、4年目で120㎡ぐらいの家で、金額的に幾らの差がありますか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 4年間にいたしますと、現在のまま、4年間減免していくと、4,000万円ほどになりますが、南阿蘇村の例でいきますと1億円ほどの減免額というふうになります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それは阿蘇市の収入分として差が出るということですね。個人の1人当たりの支払う税金の額としては幾らぐらいになりますか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 支払う額ですので、減免しますので、その分が不足しますので、4,000万円と1億円の個人の負担が減ることになります。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 実際に個人の減免額が幾らになるかというご質問だと思います。120㎡の家、1年間の税額が本来であれば12万円というふうにして仮定してするならば、まず最初の3年間は4分の1の負担になりますので、3万円の3回で12万円の負担、残りの1年、4年目につきましては12万円の半分でありますので6万円になりますので、足すと18万円が個人の納める税金としては軽減される税、そういったことになります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい。それでは、阿蘇市の制度だと18万円は4年のうちに払わないかん、南阿蘇村の場合は、それが全部減免されると。その18万円は阿蘇市として何とかありませんか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今、税制面で支援は考えられないかというご質問ですが、これにつきましても、平成24年に九州北部豪雨災害においては、今回のような被災したこのような特例軽減や南阿蘇村のような特別な措置はありませんでした。そこで、地震も水害も同じ災害ということで、熊本地震の被災者に対してだけ、今回の減免措置を講じれば、水害があったわけですから、そこから数年の間に市の独自の施策として税制上、格差が生じることになります。税務上、均衡がとれないばかりか、ほかの制度にも波及してくるというふうに考えております。現状では、非常に厳しい状況で、市独自の減免措置は今のところ考えておりません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） はい。税務課長、ありがとうございます。

税制面での公平性を来すためにできない、それならばほかのことで、さっきのふるさと納税ではないんですが、ほかのことで何とか救済ができれば災害に遭った人も助かるんじゃないかと思っておりますが、そこら辺の検討はよろしく願いいたします。

3番目の質問に移ります。阿蘇医療センターについて、今回、違う立場から質問したいと思いますが、このことも尾ヶ石の市政報告会において、阿蘇医療センターはようやくとるという話が出てきて、そういうやっぱり市民の方もおられるんだということで、改めて阿蘇医療センターが果たすべき役割、また市民の方にどうしてそういうことを理解を周知するようなことをやっておるかということをやっとお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。お答えしたいと思います。

先ほど議員がおっしゃっていただいたように、私も市政報告会にすべて出ておりまして、特に狩尾の市政報告会では、病院にご支援をいただくようなご意見をいただきまして、非常

に感謝しております。その中で、阿蘇医療センターが果たすべき役割といたしましては、公立の地域中核病院といたしまして、社会的役割は公共の福祉にあります。地域に必要な医療を政策的に、具体的には救急医療や災害医療、波野診療所の運営など、不採算であるがため、民間が積極的に参入しない分野を担い、併せて脳卒中や急性心筋梗塞などの高度な急性期医療を行うことで、住民の皆様方が住み慣れた地域で安心して暮らせる医療を提供することが役割というふうに思っております。

また、なかなか周知のところが文教厚生常任委員会の中でもご指摘も受けたところなんです、これからもやっていかないかんということで思っておりますので、今までやってきたことについては市民を含めた住民の皆様様に啓発活動といたしまして、各種疾患、予防医療、高齢者医療、救急医療等について理解向上を図るためにイベントとかをやらせていただいております。出前講座というのを主に当院の甲斐院長が出番が多いんですが、平成 29 年度で年間 11 回、参加者が 380 人、今年度は 6 回行いまして 381 人参加していただいております。市民公開講座、これは 8 月の開院記念行事として行っておりますが、平成 29 年度は 8 月 5 日に行いまして、その際は講演会に 69 人参加、今年度は 8 月 4 日に行いまして 76 人参加と。その際、併せて健康フェスタというのも行っております。広報あそに毎月 1 ページいただきまして、阿蘇医療センター通信を載せておりますし、ホームページ、あと市政報告会へも出て、その中でいろいろ病院の現状も含めて報告、周知をさせていただいておるところなんです、病院の現状をご理解いただくためには、これからも積極的に情報発信を図っていこうと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今回の補正でも質問がいくつかありました。いつもお金のことで質問がっておりますが、その中に法定繰出基準という言葉が出ていきます。その繰出基準についてちょっと詳しい内容をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

まず、繰出基準につきましては、毎年、総務副大臣から各自治体に通知がありまして、地方公営企業繰出金ということで、病院事業に係る経営につきまして、地方公営企業法の規定により、当該自治体ということで、この場合は阿蘇市になりますが、一般会計が負担すべきものという経費負担の原則に定められたものが公示されます。その中で公立病院として行うことを要請される医療提供活動に要するもので、経費そのものの性質としては、患者、受益者負担によって賄われることが適当であるが、いかに能率的な経営によっても事業の採算性を求めることが客観的に困難であるというような経費ということで、すみません、ちょっとまどろっこしいんですが、平成 30 年度は約 20 項目、国が示す基準があります。その中で今回 12 項目が該当したわけなんです、主なものを上げますと、救急医療に要する経費、不採算地区病院の運営に要する経費、病院の建設改良に要する経費、波野診療所の運営に要する経費、感染症医療に要する経費、医師及び看護師等の研究・研修に要する経費というようなものが該当しております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） その計算式というか、いろいろ事業の内容がありますが、平成 30 年の阿蘇医療センターにおいて、その額が幾らぐらいになるのか、わかるなら教えてください。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 平成 30 年度一般会計に、財政にご要望させていただいたのは、総額で今回の補正を含めて 3 億 3,100 万円、正確に言うと 3 億 3,100 万 4,000 円ということが積算の結果になっておりました。先ほど申し上げました基準に基づいて、病院側からの積算の基づいて積み上げをさせていただいた結果として、総額でその金額になったということです。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） それが基準内で、今、医療センターの現状から上乗せの金額と、そういうことですか。わかりました。

その次に、救急搬送の状況というか、現在の救急搬送の状況は地域内外、熊本市内とか、そういう割合がわかりましたら教えてください。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 緊急搬送の状況、これにつきましては先の市議会でも、園田市議のご質問の中でもあってお答えしたところもあるんですが、阿蘇広域消防本部の救急統計結果をいただきました。平成 29 年度、年間で 2,770 件の救急搬送があった中で、管内に搬送したのが 1,712 件ということでデータが出ております。市政報告会でもこれも申し上げましたが、阿蘇中部と南部、ご存じのとおり地形的なもので小国との行き来というのはそんなにはないものですから、阿蘇谷と南郷谷に限っていえば、1,287 件のうちの 955 件を阿蘇医療センターが受け入れたということで、7 割以上、74%を受け入れさせていただきましたので、救急病院としての評価をしていただけるだけの実績が残せたのかと思っております。

また本年度は 4 月から 10 月までの 7 箇月間なんですが、559 人の救急搬送を受け入れておりまして、内 235 人の方が即入院をされております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） このことは意外と住民の方が知らなくて、その割合を改めて聞いて、なるほどという感じになっております。ですから、そこら辺ももうちょっとわかりやすく、住民の方にわかるような周知をお願いしたいと思います。

次に、患者の市町村別の割合というか、阿蘇市の人がどれぐらいとか、よその市町村がどういう感じか、わかればお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

これも熊本地震が発生いたしました平成 28 年 4 月から直近の 11 月まで 2 年 8 箇月にわたってデータを取っております。まず、外来は阿蘇市の患者様が 86%、いわゆるそれ以外の

方が残りのパーセントということになります。入院患者様は阿蘇市の患者様が 75.6%、残りは阿蘇郡とか、そのほかですね。

それで、市町村別の割合の傾向といたしましては、外来患者・入院患者とも、今申し上げました熊本地震後、立野病院が閉院していた関係がありまして、南阿蘇からの患者様の割合が高かったわけなんです、立野病院の再開とかがありましたので、南阿蘇から来られていた患者様の割合が減って、阿蘇市の患者様の割合が増えているというような、今傾向にあります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） わかりました。聞いて見ると、かなり阿蘇市の人たちが多いということですね。私の頭の中では、もっとよその人が来とるかなと、もっとよその人が来とるならば、よその地区からも病院経営に援助できないかなと、広域的なことができないかななんて考えておりましたので、そのことはどういう判断をしたらよろございますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 患者様の割合は、今申し上げましたとおりなんです、病院の立ち位置としては、特に熊本地震発災後、災害拠点病院という役割を担っておりまして、南阿蘇の患者様を受け入れた。ほかの病院が透析ができなくなったときに、透析患者さんを受け入れたというようなことも含めて、要は阿蘇市の公立病院なんです、今となっては阿蘇医療圏域の中で非常に重要な役割を担う病院というふうに、自負もなんです、県の第7次阿蘇地域保健医療計画というのが策定されております。その中でも、そういった重要な役割を担ってもらうべき病院だというふうに位置づけがしてありますので、できれば例えば今は阿蘇市の病院ですから、財政支援も阿蘇市しかございませんが、広く言えば、ほかの町村の住民の方も積極的な受け入れもします、そういった意味でのご支援も将来的にしていいただければ助かるという、というのも本音としてはございます。

それと、阿蘇市民の方も文教厚生常任委員会の中で資料配付させていただいております、流失医療費というのが実際減っている実績が出ております。なので、それも病院の建設の目的になっておりましたので、市民の方々に利用をまた更にしていただいて、育てていただくというような病院にしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 確か、建設のときの補助金は、地域の中核医療ということで、かなり広範囲なところから補助金をもらっているかなと思っておりますが、もっともっと広域的な援助があれば、阿蘇医療センターも阿蘇市だけが骨を折らんでもよくなるんじゃないかと。要するに、病院側としたら、患者さんがあなたは、よその町村だから駄目だということではできないわけですから、それならばもっと広範囲に病院の運営に付与するようなことがあっていいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺は今後の課題とします。今日はありがとうございました。

それでは、最後の質問です。これも車帰地区のことになりますが、国道の代替路線として使用される現在、地域内は非常に交通量が増えております。交通の安全対策、例えば四つ角

の横断歩道とか地域内の道路標識とか、そこら辺のことを説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

車帰地区のいわゆる二重峠から下ってこられたところの四つ角のお話だと思いますが、そういうところにつきましては、先日、車帰の区からもご要望いただいております。いまして、いわゆる交通規制に関わる部分につきましては、警察署の管轄となっております。そちらに協議要望というような形で進めていきたいというふうに思っております。議員おっしゃいますように、車帰の地区につきましては、国道 57 号の寸断によりまして、非常に交通量が増えているというようなところは、大変認識しております。特に幸いにして大きな事故については、そこには起こっておりませんけれども、そういったところが危惧されるということです。特に道路標識というような形になりますと、なかなか今、市道の部分については規制 30 km というような形は、今現在かかってないというような形で警察からもお伺いしているところです。今、交通量が増えている時期にどうかしてほしいというようなことで、協議は、意見は差し上げているところですが、なかなか県も財政的にも厳しいというような話もあったりということで、引き続きそこは強く県に要望していきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 車で出るときに、的石から来た出口はカーブの外側ですから、まあ何とか見通しがきくんです。車帰の集落から南側から来た道が非常に確認がしづらい、これが何とかならんかなという。これは実際通ってみてもそういう感じがしますので、あれでやはり事故が起きらんというのは、ちょっと不思議な状況でありますので、誰が犠牲者になるかわからん、加害者になるかわからん、そういうあと 2 年ぐらいは今の状況が続きますから、何とか事故が起きらんうちに対策をお願いしたいと思いますが、再度。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 見通しが悪いという、以前はあそこにパトカーが停車して、一時停止線が引かれておりました。今、交通量が増えた関係で、今のような交差点の運用というような形でお話を伺っております。事故が 1 件も起こらないように、そういったところには特に強く要望してまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 通常は十字路は 90 度の角度というのが、今、交差点はなっておりますが、あれはもう変則四つ角です。何かほかの道路から出るとか、何か考えがでんかなと思いますが、そこら辺も検討してみてください。私たちも何とか考えてみます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。休憩時間は、11 時 25 分から再

開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から休憩前に引き続き、会議を開きます。

12 番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 本当に最後の議会となりましたけれども、皆さんのお陰で私も 3 期務めております。

まず、12 番、田中ですけど、通告に従いまして順次質問いたします。ほとんど反省になると思いますけど、よろしくお願いいたします。

まず、旧ひのくに会館については、数人の議員さんが質問しておりますが、その通りには保養所などありますが、その裏を見渡せば荒れ放題です。今後、利活用などの考えがあれば、また解体の見込みなどがありますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

旧ひのくに会館につきましては、平成 23 年 6 月に取得をしております。このときには、東日本大震災の復旧支援というような形で取得しておりまして、利活用制限期間の 5 年が経過しています。この活用については、庁舎内の利活用検討委員会というような形で検討を進めるということで動いておりましたけれども、取得した翌年には水害が発生、また平成 28 年には地震の発生というような形で、なかなかその利活用のところまで検討が今及んでいないというのが現状です。

特に、平成 24 年の水害の際には、内牧一帯が洪水の被害に遭うというような形でございまして、施設もその時点で土砂の流入などあっております。また、地震についても、建物の土台部分については大丈夫なんですけど、とても現状のまま使用できるというような状況ではございません。一部については、これは観光課の所管になりますが、マウンテンバイクパークというような形で南側の駐車場の部分は活用させていただいておるところですが、今現在、こちらを活用するにあたっては、いろんな活用の仕方が考えられると思います。こういったものにつきましては、今後またそういった検討委員会等で、こういった活用策が一番内牧の地域の中央幹線の脇にあるというようなことにもなります。中核的な位置にもなるかと思えますので、より良い施設、地域の土地の活用というような形で検討が進められたらというふうに思っているところです。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 以前、質問をしたときには、売却もありかなという答えがありましたけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今現在、熊本地震からまだ 2 年、3 年ということで、まだ仮設

住宅にお住まいの方々もいらっしゃいます。そういったところにも、まずはそういった地震からの復旧ということが一番に政策を進めておるといような現状の中で、こちらを皆さん方も一番関心のあるところになるかと思います。拙速にここを決めて、将来的に長期にわたって活用していただくということが必要ですので、そこについては慎重に売却といような選択肢もあるかもしれませんが、こういった業者さんがふさわしいとかいような部分はあるかと思います。そこは慎重に検討させていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 前回のときには、あそこは私たちも旧女性部のときなどは利用して、もう温泉が本当に良い温泉が出るので、質問のときには、あそこの温泉を利用して福祉にはどうですかという質問をしたことがありますけれども、そのときは、まだいろんな事情を抱えておりましたので無理ですかねということでしたけれども、まず超高齢化になりまして、もう 7,000 人以上が 65 歳以上、そういうことで、それを活用するということは無理かなと思いますけれども、やはりもう今 100 歳時代になっておりますので、そのような方向は考えておりますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今おっしゃられたような福祉の面での活用でありましたり、特に今おっしゃられるように、高齢化に特化した施設の活用も考えられるだろうし、子育てに関する施設としての活用も考えられるだろうし、多様な活用の仕方というのはある中で、福祉の施設というの、その意向を考える施設のうちの活用の模索の一つとしては当然あり得るものというふうに思っているところです。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 今も言いましたように、高齢者が増えておりますので、保健センターのお風呂がもう本当に手狭になっているということで、そういう質問もありましたので、一応お伺いしたんですけれども、まずこのひのくに会館がちょうど端にありますけれども、目立つ位置にありますので、何となく 5 年前ほどから質問しておりますけど、早急にというのは、もう財政も厳しいことは普段から言われておりますので、いろんな中で一つひとつの助成金とかもあるかなと思いますけれども、良い方向の中で、本当に適したというのはどんなところがありますか。いろいろな事情はあると思いますが、一番行政で考えていることだったら何でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 冒頭、本議会で今日 1 番目に、園田議員からの質問でありましたように、各課がいろんな施策を考えております。私がつつという形になりますと、防災施設として活用といようなことも考えられるところですが、これがいいといようなものは、まだ選定に至っていないというのが現状でございまして、私からそこをちょっと申し上げるということではできません。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） いずれにしても、一番目に付くところにありますし、市のいろんな対策もあると思いますけれども、一番私が来年の3月に存在するかわかりませんが、最後の自分の反省文とかいろいろ含めまして、後の行政の方に引き継いでお願いしたいと思います。この質問は、これで一応終わります。

2番目の新花原橋ですが、中央部分が高くなっているために、日中の車通行は離合ができないために危険が生じております。以前質問したときには、1億円ほどの費用がかかるということで却下されました。住民の皆さんの要望が強かったので再度質問しますが、見直し改善などがあればお願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

新花原橋の前後につきましては、震災によります災害復旧を先日まで行っておりまして、橋梁の北側、西小園側につきましては、計画高を若干上げ舗装を仕上げたところです。また、南側につきましては、県が行っております激特事業の宮原川工事の堤防と、市道の鍋釣線が今度、交差点の改良が行われますので、そのときにできるだけ道路を上げて頂きたいということで要望しておりますので、道路が上がることによって前方の視距が改善されるものと期待しているところです。

また、議員言われるとおり、4mの幅員で橋梁が狭まうございます。また、予算も厳しい状況ですので、対向車の確認につきましては、今までどおり譲り合いの心で通っていただければと考えております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 譲り合いは結構ですけど、私が週3回、孫をちょっと送るところがありまして、帰りはいいんですけど、行きがちょっと見えないので、ミラーが5つは付いているんですね。西小園の側にこっちから付いているんですけど、やはり見えないから、帰るときは8時過ぎるので、ライトの光でお互いにわかるから譲り合いであれするんですけど、まず今はもう午後6時頃から暗くなります。その前のときは意外とやっぱり明るいから、こうやりながらやるんですけど、まあ何回かはもう事故もあっているのと要望があったからご質問ただけなんですけど、ミラーか何かでちょっとそういうお互いの車のあれは把握できませんか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 場所が直線なものですから、ミラーもすごくカーブのついたミラーを設置するか、そういう材料があるかもわかりませんが、ちょっと現場で確認はしてみたいと思います。

それと、新花原橋の南側に架かっています西小園橋なんですけれども、今度、交差点改良でなくなり橋の前後がかなり広い範囲で確認ができるような状況になると思いますので、譲り合いをお願いしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） そうですね。人は譲り合いながら、いろんなことを進めば本当に

穏やかにいくんですけど、それができないからいろいろなことが起こってくるんですけど、ではこのことは地域の皆さんに、そう課長が言いましたということでお答えをしておきます。以上、これは終わります。

では、3 番目の地震から 2 年が過ぎましたが、昼夜問わず頑張った職員さん、被災者からの罵声、私はこのことを目の当たりにしました。精神的に苦しいことは皆同じでしたけれども、一人の職員さんが 1 時間ほど説教されていました。交替しようとして声かけましたが、相手側の激しい言葉を受け止めていました。それも正座でしたので、涙が出ました。現在の回復度と、入院されていない人たちは今どのような状況でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

熊本地震もようやく落ち着いて、通常の業務に戻りつつあるというような現状です。入院というような形の職員については、現在そのメンタル不調というような形での入院の職員はおりませんが、メンタルヘルスのチェックということで、平成 28 年からずっとやってきているところです。そちらの状況を申し上げますと、高ストレス者、ここにつきましてが、平成 30 年度、これは非常勤の職員等も含めまして 387 名の者に実施しております。このうち 46 名が高ストレスがあるというような形で、今、判定がなされておるといような状況です。昨年の数値を見ますと、これは平成 29 年度については、380 名の中で高ストレス者は 51 名ということでしたので、若干減少傾向ではあるといような状況です。これらの者については、職員には少なからず、その精神的なストレスを抱えておるといようなところはあると思っております。ただ、この精神的なストレスといいますが、この地震によるストレスであるのか、あるいは家庭的な問題であったり、経済的な問題であったり、それぞれが抱えている事情というのは異なっております。これがその地震による業務によるストレスといようなことを判断するのは、なかなか難しい状況です。

先ほど申しました高ストレス者につきましては、産業医との面談といような形で、産業医を阿蘇医療センターに委託しておりますので、そちらの方々に面談をしていただいて、まずは、このストレスチェックによりまして自己の気づき、自分の特性、私はこういう特性があると。その特性の逃し方について、医師との面談でこういった方、いろんな方に問題をもったほうがいいよであるですとか、例えば、少し進んだ方であれば、こういった処方薬があるけれどもといような形で、もう医療につながっていったりとか、そういったご相談がなされていっているのではないかなというふうに思っております。

また、職員の普段からの研修につきましても、いわゆるメンタルヘルスのラインケアといまして、我々管理職側、係長であったり、そのラインにおります上司が、こういった対応をしていってほしいといような研修も進めておりますし、セルフケアといことで、いわゆる自己の管理、先ほども言いました自己の特性として、私はこういう仕事を抱え込んでしまいがちであるとい本人の気づき、特に計画性をもってやっていけないから、そこに問題がある。いろんな人の話を聞きすぎるから問題があるとかいような、いろんな個人個人の特性を自分で気づいてもらうといようなヘルスケアの研修を進めておりますので、そ

ういった一体的な取り組みで改善につなげていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 職員の異動も必ず 4 月には入りますけれども、やはりこの地震の、水害のときはそんなにはなかったと思うんですけど、この地震については、我が家も壊れているところもありますでしょうし、いろんな異動関係のときに、やはり考えていただきたいのは、やはりストレスを持っている、表面には出ないかもしれませんが、その配置、仕事の配置ですけど、その辺を少しちょっと今回の異動は考えていただきたいなと思いますね。表面に出ることは多分ないと思いますけれども、やはり本人にとっては、もう仕事も新しく変わる、それと自分の心の抱えていること、それがとても負担になって、やっぱり苦しいと言われている方が、やっぱり何人かいらっしゃいますので、それは私は女性だから女性の方ですけども、やはりその異動というのは、これだけの災害が続けて起きておりますので、本当に丁寧というとおかしいんですけど、異動のときは今度は 4 月はきちんと私が良かったなという顔になりたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上で、本当にお世話になりました。来期、皆さんとまたお会いできることを願って、一応、田中弘子の質問をこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中、あと 15 分程度ございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から会議を再開いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から午後の会議を開きます。

菅敏徳君の一般質問に入ります前に、総務部長より、午前中の答弁について一部訂正があるそうですので、総務部長の発言を許します。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） すみません。お疲れさまです。

午前中の私の答弁の中で、13 番議員、五嶋市議のところで、例えば 120 m²の住宅を造ったときに、個人負担、4 年間で幾らになるのかと、そのご質問をいただきました。私の回答の中で、4 年間合計で 18 万円と申し上げましたけれども、15 万円の誤りでありました。120 m²の家、年間の税額を 12 万円と仮定をした場合、3 年間は新築軽減の特例がありますので、2 分の 1、残りの 6 万円の半分が地震の特例で 3 万円、3 万円×3 年間で 9 万円、4 年目が、その軽減が外れますので本来の税額 12 万円の半分の 6 万円が個人の負担ということで、9 万円と 6 万円で 15 万円になりますので、大変失礼をいたしました。以後は十分注意したいと思います。大変失礼しました。お詫びします。

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から一般質問に移ります。

6 番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

○6 番（菅 敏徳君） 6 番議員、菅です。通告書に沿って、次の 3 点質問いたします。

まで最初に、先行統合を控えた内牧小学校の周辺の整備事業についてということで質問させていただきます。スクールバスが行き来すると思います命護橋ですが、内牧周辺は平成 24 年九州北部豪雨災害において甚大な被害を受け、日常の生活はもとより、避難誘導の際、市道や橋が極端に狭く、車の離合も困難な状況でした。市道の拡幅については、後ほど質問いたしますが、この件につきまして以前質問しました。そのときの答弁が、黒川激特事業、県事業に伴います架け替え計画につきましては、熊本県が黒川の護岸改修に併せて断面改修のため、橋脚もなくし、現在、平成 29 年度の供用開始を目標に工事を進める計画であるが、ただ交差点の協議が難航しているということだという答弁がありました。この橋について、根本的な架け替え拡張計画はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お疲れさまです。お答えいたします。

命護橋の架け替えにつきましては、議員おっしゃったとおり、黒川激特事業の中で浮上いたしまして、阿蘇市と熊本県で協議をした経緯がございます。計画では、橋脚をなくすことによって橋梁の高さが高くなり、特に西側の取付道路辺りの変則の交差点となっておりますので、それを改良することによって大型車の通行や周辺の家屋の移転等が発生するということで、生活に大きな影響があるため、最終的には架け替えではなく、河川断面を広げて通水断面を確保するという結果になっております。現在、橋梁の直下を工事中です。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） ということは、課長、この架け替え、歩道、車道が 5m、歩道が 2m というまちづくりの構想がありましたが、その橋の架け替えはないという認識でいいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい。架け替えはございません。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） この橋は、以前から架け替えについて地域住民の方々が切望されていた橋です。現状を踏まえて、今後の計画について、できないということであれば、やはり地域住民の方々に丁寧な説明も必要だと思いますが、その点、その説明、国の事業ということで、市の担当の課長さん、職員さんも、大変説明しづらいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） この機会に阿蘇市としても拡幅して頂きたいという事で設計や計画に盛り込んで頂くよう協議し、拡張する分は単独で数億円手出しが必要でございましたので予算の確保も行う予定でありました。しかしながら、改良することが、周辺住民の方にかえって迷惑をかける事の方が大きいと判断いたしまして、河川断面拡幅ということで断念したところです。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。先行統合のスクールバス運行経路について質問いたします。現状の道路事情や小学校敷地内の状況を考えますと、スクールバスを乗り入れることは困難であります。山田地区からのスクールバスの運行経路やバス管理等の計画をお尋ねいたします。

また、前回、湯浅議員の質問の中に、黒川、今町、小池の子どもたちは、共済組合のところまでは歩道があるが、それから先は歩道がなくて、対辺の歩道に渡るのに横断歩道とか設置できないかという質問がございました。その点を併せて答弁を願います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 失礼します。ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、運行の経路ですが、山田小学校の先行統合に伴いますスクールバスの運行経路として、内牧から小池、小倉、山田、鷲の石、それから小野田、大角田という帰りコースと、その反対の逆のコースを考えております。便数としましては、朝は登校2便、下校も2便という体制を考えているところです。

それから、通学路の横断歩道の件ですけれども、共済組合の前から横断歩道が反対側に変っております関係上、そこに横断歩道が必要だということで、警察にも要望を出しまして、既に現地調査は終わっておりますので、年度内には設置をしていただけるものではないかというふうに考えております。設置時期につきましては、確認しておりませんが、再度確認して、またお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） じゃあ課長、来年の4月には、その横断歩道は間に合うということの認識でいいですね。来年の4月の統合に合わせた横断歩道の設置は大丈夫ということではないですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 現地調査が行われたとき、私どもは今年度の予算で3月31日までにしていただけるものというふうに考えておりますけれども、3月31日までにできるかどうかの確認を再度確認をして、またお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ありがとうございました。

続きまして、スクールバスの乗降所は決定したのかということで質問いたします。スクールバスの乗降所が、小学校と離れて設置された場合のとき、登下校時の安全確保を図るため、新たに登校班を編制する必要があるのかなと思います。そのようなことの会議等の話し合い、その話し合いの進捗状況がわかればお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 乗降場所等の説明をさせていただきたいと思います。まず、バ

スの待機場所としましては、阿蘇中学校の駐車場のスクールバスの車庫と同じく、そちらに常時は待機をしていただきまして、それからスタートしまして、下校場所ということで内牧1区の公民館の駐車場、消防小屋がありまして1区の公民館の駐車場が広いということで、そちらで一応下校しまして、それから堤防を通りまして命護橋を渡って通学するという形を考えているところです。

それから、バスの乗降場所としまして、県道内牧坂梨線の沿線と小野田地域になりますが、安全に乗降できる場所を現在、統合準備委員会の通学部会というのを設置しておりまして、そちらで保護者も含めて協議を進めております。大体行政区に1箇所ぐらい、7～8箇所になるのではないかと思いますけれども、12月中に候補地を選定していただきまして、1月中には決定をしていきたいと。それから、対象となる児童生徒につきまして、また保護者につきましては、2月に周知して実際にバスに乗って試走を行いたいというふうに予定をしているところです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 乗降所が1区の公民館の広場ということで、あそこは本当に広くて子どもがの安全は確保できるんじゃないかなと思っております。

それと、私の提案ですが、一つここもいいんじゃないかなという提案がございます。そこは草原学習前の信号、山田から来れば、その信号を渡って左に行くと内牧橋がありますね。内牧橋の際の堤防、あれを通って番出住宅の跡地ですね、市有地。あそこを通ってプールの横に乗降すれば、それもまた近くて安全が確保できるのかなと思います。また、あそこら辺に車庫などもつくって、また雨降りでも乗降できるような態勢をとっていけば、また違ったことができるのかなと思って提案しておきます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 一番良い場所としましては、プールの横というのは、私どもも考えるところではございますけれども、堤防の入口、それからめぐみドライブインから入る進入のあたりが少し狭いという課題がございます、現在の候補地になっているような状況ですが、将来的に道の拡張ができれば、そういったところ検討させていただきたいと思っております。最終的には、統合実行委員会の通学部会で決めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をまたよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。

続きまして、児童の安全確保のため、内牧小学校周辺の道路拡張計画ということで質問させていただきます。内牧小学校周辺の市道は極端に幅員が狭くなっており、日常の生活の上でも車の離合が困難な部分が多く、通学の時間帯になると通行するときは特に小学校児童生徒などに神経を使わなければならない道路状況です。これまでも、いろいろと検討がなされてきたと思いますが、一つの改善策として市道と連続して側溝が布設されております。その側溝の構造的な問題がなければ、側溝に蓋を被せ、幅員を拡張することも考えられます。ま

た、更に道路状況が整備された場合、番出地域は小学校も近く、生活環境も整っていることから、宅地開発としても需要が高い地域であります。将来的な投資を含めて、側溝の蓋で対応できない部分、また隣接した宅地も多くあります。その補償費も多額になることから、小学校の敷地を削ってでも道路拡張ができないか、その件、質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

学校周辺につきましては、議員おっしゃるとおり、狭いところが多数あります。番出住宅の解体後の跡地を利用して、一部離合箇所を整備したところもございます。

また、ご提案の内牧小学校側に引いて拡張できないかという点は、教育課に相談して検討する余地はあるかなと思っておりますし、果たして今まで狭くて、車も少ない、交通量もないという状況もありますので、かえって広げることで、反対に車が多くなって危険な状態になるのではないかなということもありますので、将来的なところも見据えて検討していく必要があると考えます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、地域住民の人は、やはり狭い、車が離合するのもやっとということで、どうにかならんかね、菅君というようなことを何回も聞いたことがあるんですよ。課長が言われたように、車が多くなると子どもたちにも危険の度合いが高くなるということですが、なかなかそこも考えなん、地域住民の人のことも考えなんということになると、なかなか難しいと思いますが、何らか側溝に蓋を被せるとか、一番問題になるのがプールの前あたりが一番狭まうございます。事故がないのが本当に不幸中の幸いですが、そこら辺やっぱり抜本的に考える必要がもうきているのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 水路に蓋ということでございますが、水路自体は水利組合さんがいらっしゃいまして、できれば維持管理のために開けといてくれということもありまして、いろいろ調整が必要なこともありますので、将来的に検討する必要があると思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ここ数年は内牧小学校の児童数も増減が少ないというご報告を受けております。また、今回は山田小学校との統合により児童数も増えることから、当然送り迎えする保護者が多くなってくると思います。防災や安全確保の面からも教育委員会と十分検討していただき、道路拡張が本当にいいか、やはり道路拡張しなきゃいかんか、十分検討していただきたいと思います。以上で、終わります。

続きまして、若者の定住化対策についてということで質問いたします。この二重峠から見下ろしますと、9ha 以上の敷地に約 2mほどの高さに積まれ整地されている、現在進められている国土交通省の二重峠トンネル掘削工事の残土置き場について、跡地利用について質問いたします。この事業は国の事業ですので答弁しづらいと思いますが、国道 57 号北側復旧ルートの整備は災害からの復旧・復興事業として必要な事業であります、一方では基盤整備がされた圃場が不成形となり、農作業にも支障が出ているということも考えられます。復

旧ルートが開通すれば、車帰ランプから肥後大津駅まで 10 分程度で行けるようになるかと思っています。二重峠の掘削工事で発生した残土置き場の跡地利用について、地域の方々、赤水地区、また車帰地区を中心に、意見を聞きながら、農地以外での活用について、例えば本田技研や工業団地が近くなることから、企業の誘致や定住その他としての土地活用はできないかと思いますが、この問題は大変難しいと思いますが、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在の残土置き場ですが、そちらにつきましては国土交通省が個人の方から農地を借り上げて、暫定的に土砂を置いているということで、最終的には北側復旧ルートの盛り土材として利用するという事になっております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ということは、元の農地に戻すということでありますね。じゃあ私が思ったのは、10ha、2mぐらいの土地が、残土が積み込まれて、非常に企業誘致すれば好条件な本当にいい場所だなと思ったわけです。やはり今から先考えれば、企業誘致の立地条件として、阿蘇の東はもうやはり企業的には来ないのかなと思ったわけです。やはり企業誘致をするには、西の方、やはり工業団地、本田技研に近いあの立地条件の恵まれた土地が一番最適な場所だなと思って質問したわけです。この農地に戻すということになれば、やはり国土交通省とそういった検討をしても、やはり再度協議しても駄目ということになりますよね。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） はい。間違いなく農地に戻しますので、その後、開発の仕方を検討していくことになると思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、わかりました。

それでは、次に国道 57 号の北側復旧ルート開通後の西部地区の開発構想についてということで質問したかったわけですが、もうこの件につきましては午前中に五嶋議員の質問に各部課長、詳細な説明をされていましてので省きます。省きますが、今後の定住等の土地利用計画についてということで、これは皆さんに資料を配っております玉東町のオレンジタウンの資料を配らせていただきました。玉東町は大きな人口減少の中での大きな町の発展はあり得ないという信念の下、地権者の協力を得ながら事業を遂行し、約 7ha の田園地帯は 118 区画の大規模分譲地へと様変わりしたという資料です。このニュータウン建設の目的は、現在阿蘇市が抱えている問題と一緒であります。住宅地を整備・分譲し、関連する公共施設設備事業を行うこととなったが、これにより新たな住民を町外から受け入れることを狙い、また町内住民の流出を防ぐことで少子高齢化の進展、人口減少といった現状を改善し、更にはこの事業が町の活性化の起爆剤となることを目的としたとあります。

次の 2 番目をめくってもらえるとわかりますように、この総事業費 15 億 5,800 万円、こんなにかかるのかなとびっくりしたわけです。ただ単にニュータウン構想、ニュータウン構想といっておりますが、わあ、こんなにな整備事業としてかかるのかなとびっくりしたわけで

す。その内訳が補助金が4億4,000万円、起債が4億4,000万円、単独費、一般財源、これが6億7,000万円、このような体力が今現在の阿蘇市にもあるのかなとびっくりしたわけです。

そのまためくってもらくと、3番目のところに、玉東オレンジタウンに関する奨励金として、やはり玉東町もいろんな手を打って、宅地分譲を促進するための宅地建築奨励金などを出して定住人口の増加を図られているということです。この甲斐あって、この期間中が8年ぐらいかかったようです。そして、計画人口が450人、その人口がいみったそうです。そういったことを考えて、この資料は地域まちづくりの成功例ですが、市の単独事業を考えたら大きなリスクと完了までに長い時間は要しますが、今からは人口流出という補正に向けた政策が必要になってくると思われますが、定住ゾーンの土地利用計画など慎重にしていくなにも、各部署から数名ずつ出していただき、このニュータウン構想プロジェクトチームをつくって検討をしていくべきだと思っておりますが、この件につきまして、まちづくり課長、答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、ご回答させていただきます。

質問の当初に、企業誘致という部分もございましたので、その部分についても併せてご回答させていただければと思います。

企業誘致という部分については、非常にやはりまだ阿蘇の場合、立地という部分が非常に厳しいところがありまして、なかなか人材の確保であったりとか、工業の規模拡大という部分も非常に厳しいところがあるかなと思っております。今現在、阿蘇市としては今、阿蘇市内にある企業さんができるだけこちらにいていただくという形でお願いをして回っておりますし、実際、阿蘇で創業されている企業さんにおいても、各事業においても、新卒であったり、中途採用という形の雇用対策を積極的にされておりまして、地域の方の雇用であったりとか、若者定住にはつながっているものと考えておりますので、今後も阿蘇市内にある創業されている企業さんとよく情報交換をしていながら、できれば既存の地元にある企業が少しでも規模拡大ができるような形で雇用促進等も図ればなと思っております。

もう一つ、西部地区開発の件につきましては、五嶋市議でも回答いたしましたように、非常に業界ではなかなか難しいのかなという部分もお話もあっておりますので、今後、阿蘇市内において様々な各課と協議をしていながら、総合計画であったりとか、阿蘇西部地区関係の位置づけについて検討して、計画等もしていく必要があるのかなと考えております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ありがとうございます。このニュータウン構想については、質問を終わらせていただきます。課長、あとちょっとお付き合いをお願いします。

続きまして、阿蘇いこいの村にある彫刻の森について質問いたします。阿蘇国立公園指定50周年記念事業の一環として、旧阿蘇町が昭和59年4月21日から9月11日にかけて、阿蘇国際彫刻シンポジウムにより、芸術家を阿蘇町が招致し、阿蘇いこいの村敷地内でモニュメントの制作が実施されました。阿蘇の雄大な自然環境の中で、それぞれの彫刻家が彫刻制

作に挑戦されました。ところが今、このモニュメントの管理が放置されて劣化が進んでいます。市民の関心も薄く、敷地全体もちょっと荒れた状態になっておりますが、そこで質問いたします。初めに、当時設置された作品はどれだけぐらいだったのか。また、設置されてから長い年月が経っており、腐食した作品も多く見受けられますが、現在でも制作時と変わらない作品がどれぐらいあるか、わかればお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 彫刻の森でございます芸術品ですが、木であったり、石材といたしますか、石を使った彫刻等でございます、今現在、9つの作品が残っているという状況です。ただ、状況としましては、木についてはかなりもう腐食がしておりまして、触ると表面がぼろっと取れるというような状況ですし、石の彫刻関係も苔であったりとか、周りの雑草が伸びて、なかなかわかりづらいというような状況になっているというのが今の現状です。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） そこで、彫刻の森は、当時は若い芸術家の発掘を目的に設置されたと聞いておりますが、その後の管理はどこが管理したかは別として、例えば阿蘇駅からのサイクリングコースの中継点、再整備をして観光資源になり得るような場合は、阿蘇駅からのサイクリングコースの中継点、また公園化などは考えられないか、その2点を質問します。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 現在、阿蘇いこいの村の中に彫刻の森という形で整備されております。これにつきましては、今、いこいの村が係争中ということもありまして、この案件が終結後に、具体的にこのモニュメントの関係とか、彫刻の森についてどうするかという形は検討していきたいと考えておりますが、なかなか今の状況を見ますと、木でできているやつについては非常に動かすのができるのかなという部分が一つです。それと、石材関係、彫刻関係についても、どのくらいの基礎が入っているのか。ヒビが入っている部分等もございますので、実際動かせるものなのかという部分も、なかなか私たちは専門家でもございませんので、その部分については、ちょっと慎重に協議・検討させていただければと考えております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 公園化とかが無理となれば、その彫刻が動かしても全然差し支えないという状態であれば、中学校や小学校、またその彫刻が、そのときは若い彫刻家で有名じゃなかったと思いますが、今ひょっとしたら有名な彫刻家かもしれません。そういった彫刻をやはり学校の材料とかにするのも一つの手かなとも思います。そういったことも検討しながら進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） その部分についても、移設が可能なやつがあればという形で、教育課とも協議をしまいたいと思いますし、公園であったりとか、本当に置いた場所が適切な場所に置けるのかという部分も総合的に検証しながら検討させていただければ

と思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。答弁をいただきました課長、今日はありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君の一般質問が終わりました。

続きまして、2番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） お疲れさまです。2番議員、日本共産党、竹原祐一です。今期の最後の質問になりますが、よろしくお願い申し上げます。

質問内容は、一部前回と重なる部分がありますが、あくまでも前回の続きという形で質問をさせていただきたいと思います。それでは、質問をさせていただきます。

1つ目、子育て支援の充実ということで挙げていますが、これは子どもの貧困化という内容も含めて進めていきたいと考えております。実際、貧困問題ということで、熊本県が行った調査内容、この内容の中で経済的理由で医療機関を受診できなかったという世帯が2.2%報告され、また、むし歯の状態等も貧困線、すなわち所得が106万円以下の貧困線の部分では18.3%、また貧困線以上の世帯でも11.7%、むし歯の治療を受けていない。そして、子どもの中でも経済的理由で医者に行けない、また医者の受診をしていない、そういう子どもがいるという中で、再度、児童生徒の医療費助成制度について質問をさせていただきます。

今現在、阿蘇市では児童生徒の医療の窓口負担、診療では1,000円、入院では2,000円という形になっています。しかし、これは窓口で1,000円、2,000円だけじゃなくて、すなわち償還払いという形ですね。1回全額治療費を出し、そして申請を行い、その後に1,000円を引いた残金が振り込まれると、そういう形です。そういう形ではなくて、やはり窓口負担ゼロにし、現物支給という形で阿蘇市として予算的にどのぐらいかかるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、お答えします。

今、児童医療につきましては、償還払いということで、先ほど言われましたとおり、一度払っていただいて、領収証等を私どもに持ってきていただいたら、月1回じゃなくて、月1,000円という計算で、残りをお返しするということでしております。平成29年度実績で申しますと、約その負担額が、先ほど言った1,000円と、入院の2,000円の合計が497万4,000円というふうになっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 負担額が497万円ということですけど、実際、小国の児童生徒が、今回、阿蘇市の病院で治療を受ける場合、窓口負担がゼロという対応ができています。ということは、阿蘇市の児童生徒は窓口負担1,000円かかると。ところが、片一方、小国の児童生徒が受診をすれば負担はゼロ、これは非常に矛盾をしている状態です。私は別に周りの市

町村が医療費無料化しているから、してほしいということじゃなくて、やっぱりこの子どもの医療費、窓口負担ゼロというのは全国の流れです。ぜひとも子育て支援をしていくのであれば、やっぱり子どもの医療費、これの負担をせずに、子どもの健康管理、そして医療費の抑制、それにつながる窓口負担無料をぜひともお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 先ほどの他の町村からこちらに来て、負担をしなくて、うちは負担をするというのは、それは各町村の施策の問題ですので、私からは言えませんが、そもそもこの助成をやる時点で、内部で一生懸命やっぱり皆さん、執行部で考えた結果だと思っております。要は、小学校に入る前まではすべて現物支給で無料化をしております。これは何でかという、やはり保護者の方も若い世代ですので、負担がやっぱり所得も少ないでしょうから、やっぱり負担を少なくしたいということで無料化にしております。また、子どもさん方もやっぱり小学校に入る前、予防してもやっぱりかかってしまう体力ですので、そういった形でやっています。ただ、小学校・中学校になりますと、どうしてもやっぱり予防で防ぐ部分は、やっぱり抑制するものは抑制していただきたい。今まで竹原市議が嫌がってしまうかもしれませんが、やはり責務として、やっぱり親としても認識をしていただきたいということで、1回につき1,000円ではございません、1月1,000円でございます。そういった形で、これはあくまでも負担というよりも、やっぱり親としての責務と、予防に努めていただきたいという認識のもとで1,000円を徴収しているわけですので、その辺はやっぱり当時はその考えでやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 十分に意見は理解をしているつもりです。しかし、今現在、子どもの貧困化という形で現れている数字がありますよね。先ほども言いましたが、むし歯の状態でも18.3%の子がある。経済的理由で医者にかかれない。そのため、また親の責務という形で言われますが、格差社会の中でも親は必死になって働いているわけです。実際、子どもが病気の状態の中で、病院に連れて行きたいが、なかなか時間が取れない、そういう状態の親御さんもいらっしゃると思います。子どもを養育する時間、そしてお金も不十分な状態の中で、実際、子どもの貧困化というのが出てきています。ですから、私はその両方、貧困の問題、そして親御さんの今の経済状況、それと同時にやっぱりお金の流れ、日本全国そういう医療費、子育てをしていくという流れの中で医療費助成制度無料化というのが進んでいるわけですよね。ですから、やはり阿蘇市もその子育て支援をしていくのであれば、そういう流れをまたつくっていただき、子育て一番の阿蘇市と、そういう流れをつくっていただきたいなと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 市議から言われますのも十分私たちも理解はしていると思います。阿蘇郡内でも、阿蘇市がしていないというのは、これはもう認識はしておるのですが、やはり私たちは子育て支援というのは総合的に今進めております。やっぱり福祉の事業というのは上限がございませんので、やっぱり何を先にするか、優先順位をつけながら、今予算

相当な一般財源を費やして子育てをしております。結果として、やはり貧困といえますか、生活困窮者の方々については、十分その中で考慮した制度でやっているというふうに私たちは認識をしております。そういった形の中で今回の 1,000 円、2,000 円の負担については、やっぱり先ほど言った理由の中でも、やっぱり必要な部分であるということですので、今後、今の時点では、まだ考えておりませんが、またいろんな部分で財源も相当かかると思いますので考えていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 実際、そして今年度から未就学児の医療費助成制度について、これは国庫の調整交付金ですね、減額措置の見直しが行われたという状態です。ですから、自治体としては、この新たな財源を医療費助成の財源として積極的に利用をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、同時にやはり医療費助成制度というのは、やっぱり若者が定着しやすい状態をつくるのにも大きな課題になってくると思います。ぜひとも助成制度、無料化を実現されるようお願い申し上げます。

次に、就学援助費について質問をさせていただきます。同時に、給食費の無料化も同じように質問をさせていただきます。前々回ですかね、答弁の中で、阿蘇市でも入学準備金の前倒し、入学前に支給を行うという制度の改正の準備が考えられているということで、具体的に、その進捗状況をお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

就学援助金制度につきまして、市では経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の、保護者に対して保護者の負担軽減を図るために就学支援に取り組んでいるところであります。その中で特に入学支度金制度ですが、こちらにつきましては新入学学用品費ということで項目がございます。前回ご質問を受けまして、システムの導入を進めてきているところですが、来年の 4 月からの入学に合わせては、ちょっと現状間に合わないところがございます。これはまだ要綱の変更、事務処理、あるいは認定基準等が複雑になるということで、これからその辺を教育委員会で審議していただくことになります。現在、入学予定につきましては、来年、再来年の 2020 年 4 月の入学者対象に取り組んでいくとすれば、来年度予算にその分を上げて、来年度予算が確保できれば 2020 年 4 月からの入学予定者から支援ができるということで、現在準備を進めているところです。もう少し時間がかかりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2020 年から就学援助費の前倒しが、入学祝い金の前倒しという形になると。できるだけその辺の手続きを早めて、確実に 2020 年からの就学援助金も入学準備金の前倒しを実施していただきたいと思います。

それと同時に、2020 年から国は就学援助費の新たな給付対象として、生徒会費、そして P T A 会費、クラブ活動費を新たな給付対象となりましたが、実際この阿蘇市の就学援助金

制度の中身を見てみると、この部分が抜けていると思うんですけど、実際、この部分について新たに新設を行うとか、そういう形では考えておられますでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問ですが、現在、ご質問のPTA会費、あるいはクラブ活動の費用、生徒会費につきましては、現在、支援の対象外と今現在はおしております。基本的には児童生徒に直接関わる分を対象としているところではございますので、ご意見につきましては、今後また教育委員会で議論を深めさせていただきたいと思います。なかなか阿蘇市の準要保護者、対象人員がかなり近接市町村に比べますと少し多いのではないかと思いますので、基準を見直す部分もあるかと思いますけれども、今後また、再度検討させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ぜひとも検討をお願いしたいと。それと同時に、学校給食費の無料化ということで、2回目か3回目になりますけど、質問をさせていただきましたが、実際、現在、準要保護児童生徒、この部分に関しては実際、給食費の助成とかそういうのはあるんですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 準要保護の世帯につきましては、給食費が関わっております。全額ではございませんが、一律支給をしているところです。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） その支給額が現実、材料費だけの徴収という形で明記していますが、けれども、準要保護児童生徒ですね、実際そのうちのどのくらい、何パーセントを市で負担をされているか、それもちょうとお聞きします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ほかの町村を見ていきますと、大体実際に食べた給食の日数で割って、全額というのが通常らしいんですけども、例えば小学校が1食240円です。中学校が1食280円です。大体通常、年間最大で200日程度ございます。4万8,000円から5万6,000円ということでありますので、そこを平均をとって、額がちょっと今、手元になんですけど、5万円程度は支給されているかと思います。そのほかの部分は保護者の方に一部負担していただくということにしています。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私は思うに、学校給食費の無料化というのは、別に経済的に苦しい部分もありますが、食育という観点で考えていけば、給食も立派な教育の一つなんですね。ですから、当然、準要保護の児童生徒、ここの部分については全額、何とか市で見るとような形を要望したいと思います。ありがとうございます。

次の問題に、また移らせていただきます。

次は、市税の差押えということで質問をさせていただきますが、実際、この適切な税制を

維持するために、しっかりと納税を果たしている納税者との公平を確保するという意味でも、納税者に適切に法を適用し対応することが必要だと、そうかもしれません。しかし、滞納に至る経過は人それぞれ、滞納した人によっては災害に遭ったり、事業が一時的にうまくいかなかったりという事情もあります。そういった滞納者の個々の事情を考慮することなく、強制的・強権的に徴収手続きを進め、納税者の生活が破綻してしまう場合もあります。そうなれば社会的にも損失ですし、法律が予定をしていた実態ではないはずです。そこで、質問をいたしますが、平成 29 年度の差押え件数、それと市に納めた金額、それをお答え願えませんかでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

ただ今の平成 29 年度の差押え件数ですが、全体で 191 件となっております。それから、現年度分と過年度分がございますけれども、先ほど現年度分につきましては、国保税が 9 万 6,800 円、住民税が 17 万 9,455 円、固定資産税が 7 万 1,289 円、軽自動車税が 2 万 3,299 円。過年度分につきましては、国保税が 111 万 6,979 円、住民税につきましては 89 万 3,851 円、固定資産税が 95 万 9,588 円、軽自動車税が 9 万 2,346 円というふうになっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） ありがとうございます。

実際、191 件が一昨年執行されたとは聞いておりますが、この中で、この差押えに至るまでの経過ですね、どういう対応をして、催促して、面談をして、そしてまだ納税がないと。その形を具体的に、差押えに至るまでの過程過程を、ちょっと順番を追って説明をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） お答えいたします。

差押えまでの過程ということで、一応差押えにつきましては、地方税法の規定では、督促状を発行した日から起算して 10 日を経過した日までに徴収期限に完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないという決まりがございます。しかしながら、実際の運用としましては、その 10 日を過ぎて督促状、催告状を発送しますが、その後、電話でも催促いたし、また臨戸したりもいたします。今年度においても月曜まで昨日まで 600 件ほどの電話催告をした状況です。そして、納付とか、それから納税相談がない場合について、納税意識の低い方につきましては、財産の調査、それから差押え可能な財産がある場合に限って差押えをやっておるという流れです。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 現実、なかなか納税相談にも来られてないと、そういう中で差し押さえ予告をしていくと。それも、はっきり言って、やはりそういうことも必要かとは思いますが。しかし、その以前にやっぱりその納税者個人個人の経済状況、やっぱり収入がこれだけあるとか、それで家族構成もこうだと、その辺はやはり考慮をされた状態の中で納税相談と

か、そういう形で相談を受ける。そういうことは納税者の方に言って、相談にいつでも来てくださいと、そういう形では納税の啓発をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 納税者の相談をする前に調査をいたします。この調査が、働いている場合だと、勤務先とか、生命保険、それから預貯金、それから軽自動車があるか、普通自動車があるか、それから不動産を持っているかなどを、そういう財産調査をやって、必要によっては家宅捜索をやって、財産はないと。あるかないか、財産があるならばその財産を押さえる。ない場合については、執行停止とか、そういうふうに行っております。

差押えの対象となる財産については、その滞納者の生活が維持、または事業の展開ができないというような影響が少ないように留意して相談には当たっているところです。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、この差押え件数の中の預貯金、77件ありますが、その中で自営業者の売掛金、買掛金、そういう形で口座の中に入っていると思うんですけど、そういうのもある程度押さえられているわけでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今の質問にお答えいたします。

普通の給与とか、振り込みがございます。その本人の収入と、それから、その生活維持に係る経費を引いて押さえる金額というのが決まっていますので、その押さえる金額の分について押さえております。その押さえる金額がある場合、預金残高が滞納額に満たない場合の少額であっても、その少額の金額を押さえている場合がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 資料の中にありましたけど、最低の差押え金額は28円と、これがその場合に当たるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） はい、そのとおりです。滞納額に満たなかったけれども、その残高を押さえたというケースです。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 失礼なんですけど、非常に言いにくいかもしれませんが、この滞納者の場合、実際、何回面接をされて、それで最悪こういう形で料金を抑えたと、その辺はわかりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） この分につきましては、細かい部分の滞納履歴といいますか、それについては、ちょっと担当に聞いておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） やはり自営業の場合、口座が差し押さえられたと、そういうことであれば、後の生活、そして事業にも大きく響くわけですね。ですから、できるだけやっぱり

その辺は直接お話をされて、徴収の猶予というか、換価の猶予ですね、時間をそれをもっていくような話とか、また行政相談、きちっといついつまでに払うとか、それができたらこういう形の差押えはないと思うんですけど、だけど差押えの中で生命保険がありました。生命保険が2件で1,159円。これは生命の場合は、実際、解約返戻金という形で考えていると思うんですけど、この生命保険を解約されたら、次の生命保険に入れないという方もいらっしゃると思います。ですから、単価を見れば、これは非常に少ない金額なんですけれど、この辺の事情はどういう形になってるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今の部分につきましては、具体的には担当あたりに聞いておりませんが、先ほど言いましたように、その滞納額に満たない部分でも、その財産がどこかにかしらあるという部分については押さえるということで、地方税法に、この消滅の時効というのがありますので、これで中断するために行っている部分もございます。具体的な部分については、担当から聞いておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 実際に、そういう担当者から聞いていない、それはわかりますけれど、2件で1,159円ですよ。これはあくまでも時効を停止するものであれば、猶予という形で時効が一旦停止しますが、請求もまたできるはずですよ。それと同時に、国税徴収法第153条の第1項第2号では、最低生活費、これが決まっています。例えば2人世帯の場合は、1箇月10万円プラスの4万5,100円掛けるの2ですね、19万円。それが2人の場合、1箇月の最低生活費。ですから、この基本通達をあくまでも守っていただき、やはり納税者の生活再建、税金を払ってもらいながら生活再建をどういうふうに進めていくかというの、やはり行政職員の皆さんの大きな責務だと私は思います。実際、徴収の職員の皆さん、何人かという形で税務課の中で決められておられるのでしょうか、それもちよっとお聞きします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 担当が4名と係長兼任の課長補佐で、一応5人となっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この徴収員、一応1年なら1年ということで、固定になっているんですか。ということであれば、やっぱりこの徴収員の職員の方も、実際、納税者の方からばろくそ言われ、気を遣いながら、8時までは一応納税者と面談をしたりやっておられるわけですから、やはりその辺はメンタルヘルス面で、ある程度の注意を税務課で払っていただきたいと私は思います。

それと同時に、やはり納税者、これは基本的に納税相談を原則として最終的に差押えをすると、そういう形でお願いをしたいのと同時に、払いたくても払えないという事情がありますので、あまりにも高すぎる国保税、やはりこの問題を避けては通れない。やはり今からも、ここは都道府県で統一という形になりましたので、一方的に国保税が税額は決定され、市民の皆さんに納入義務が生じるわけなんですけど、やはり国保というのは医者に行く場合でも国

保証が要るわけですから、その辺をやはり考えていただいて、できるだけ市民の生活に支障のない、そういう納税相談、それから差押えという形で、市民の身になり、そして市民の生活再建のための納税相談を今後とも続けていってほしいと、そのように思います。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 税務課は5名でやっておりますけれども、滞納者が年間800、そういう数字がありますので、法的にストレートにできるのもありますが、私たちも新たな滞納者が出ないように、滞納者の人たちがまた滞納額が少しでも減額できるように働きかけております。議員が言われましたように、納税相談も含めて、今後、税の徴収に頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

冬期の灯油の助成制度、これはもう何回も私は言っています。低所得者、そして心身障がい者、そして高齢者、母子家庭、ここの部分に対して、実際、阿蘇の冬は寒いという状態ですね。今期も私もこれはぬくいかな思いましたら、やはり厳寒の朝を迎えるという状態になりました。実際、生活保護世帯においては、暖房費という形で支給はされています。しかし、生活保護基準で、同じ熊本県、熊本市内と同じ生活費の基準で支給をされていますので、この阿蘇地域においては、やはり暖房費という形で何らかのプラスの補助が要ると私は思います。実際、私もちょっとお年寄りの家庭を回ってみれば、やはりこたつだけに入って部屋の中は寒い状態の中、ストーブもつけず頑張っておられるという世帯を何件も見ました。やはり生活保護世帯、また低所得者世帯、また高齢者世帯に対して、何らかの灯油の補助をお願いできんかなと。これはやっぱり行政として、住民の福祉の増進に努めるという、そういう大きな自治体の目的があります。そのためにも、それを実行する上でも、低所得者、そして生活保護世帯、そして母子家庭など、生活弱者に対しての冬の灯油の助成、これをお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、お答えします。

冬期の福祉灯油というのが、そもそも発端が市議はご存じだと思いますが、北海道で始められたと。これは原油の高騰によって家計を圧迫したからということで、北海道が始めたところです。だから、今現在は北海道とか東北がやっているところですが、これはあくまでも極端に言いますと、相当高騰が激しくて、やはり国や県が動くのであれば、阿蘇市としても、それは当然動くべきでございましょうが、やはり今の現状では、今も少し下がっている状況です。そういう中で、阿蘇市独自で、阿蘇市だけがこの事業をするというのは、やっぱりどうしてもちょっと難しいかなというふうに思っております。やはり灯油が家計を圧迫しているということであれば、やはり生活困窮者の方が安心を確保するためには灯油だけでなく、いろんな生活必需品がございまして。そういったものもある中で、灯油だけを一時的なもので価格が上がったり、一時的なものの灯油だけをそういう制度化して恒久的に支給すると

いうのは、少し制度的には厳しいと感じております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 前回は資料を渡してですね、ちょっと名前を私はど忘れしましたけど、その町と阿蘇市の平均気温を測った場合、統計が出ていますので、実際同じ状態、そこは別に灯油の助成制度は、灯油が高くなったからという形じゃなくて、冬期に対してはそういう形で低所得者に対し灯油券と、そういう形で支給をしていると。ですから、私は寒くないからじゃなくて、阿蘇はこういう形で同じ熊本の中でも、こういう朝は零下という形の気温が何箇月も続くと。そういう状態の中で、やはり生活保護世帯については、何ら暖房費の加算という形は組まれてませんよね。ですから、その辺をやはり他の地域とは違うんだと、やはり阿蘇で生活していくのには暖房は欠かせない。だから、その辺をお願いをしておるだけなんですよね。その辺の意味、おわかりになりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 先ほど生活保護で十分わかっております。熊本県全体、冬期加算ということで1世帯が2,580円ですか、11月から3月までは加算としてあります。これは当然、阿蘇市は寒い、熊本市内はぬくいですけど、同じ条件。これは国の制度上、決まっている部分でありますので、それ以上に阿蘇は寒いからということでしょうけども、やはり根本は高騰でなくて家計を圧迫する、生活が苦しい方々に少しでもということ考えておられると思いますけど、やはり全体で考えれば、生活困窮者の方の対応というのは、もう十分ご存じだと思いますけど、自立支援制度が平成27年度から始まりました。そういう方々については、生活保護まではいかないけれども、そこに近い方々については十分、うちの生活相談センターでの制度として助言しているわけですので、やはりそういう方々は今考えておられる、灯油を必要としている方々は、そういう方々であれば、そういう制度を使って根本的に家計のやりくりを相談をしていただいてするとか、そういう制度を活用していただきたいというふうに思っております。先ほど言いますように、市単独で灯油だけの、その一時的なもので補助制度を設けるということは今現在では考えておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 非常に私はショックを受けましたが、国の制度がそこまでいってないのであれば、自治体としてやる必要があると、そういうふうに私は思っております。

しかし、自治体の役割は、その国の制度が不十分であるから自治体として、その不十分な制度を補っていくのが自治体の責任じゃないでしょうか。私は、そういうふうに思っています。それは間違いでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 私の今の回答は、そういうふうに捉えていまして、私もちょっと簡単に申し上げて申し訳ございませんでした。あくまでも低所得者、いろんな立場の方がおられますけれども、そういった方々については福祉の中で十分考慮した中で、私たちは動いているというふうに思っておりますので、その延長の中で福祉の灯油ということで議論した中で、まだ今の阿蘇市の状況では、その制度は非常に難しいということしか今の現段階で

は言えません。

○議長（藏原博敏君） ちょっと竹原君、待ってください。

議員の皆さんにお願いいたします。あとわずかですので、私語・雑談はお控えください。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。実際、その辺はやはり考えていただきたいと。こういう制度があるから、交付税を使ったらいいじゃないかと。そういうんじゃなくて、その制度をまた上乘せをして発展させるような形ですね。やはり視点は市民の皆さんですよ。市民の皆さんがおるから阿蘇市があるんですよ。やっぱりその考えを、市民の方は納税者であり、税金を納めてくれる。やはり市民のためにどういう施政がいいのか、やっぱり十分に考えていただきたいと。ですから、私は、たまたま灯油の助成制度で、こういう形で非常に困っていらっしゃる方がいらっしゃいますよと。そのために助成をしていただけませんか、それも私らの提案なんです。ですから、今後とも、やはり住民に寄り添った施政を進めていていただきたいと考えております。

時間が迫っていますので、次の質問はまた飛ばします。申し訳ありません。

それでは、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。

なお、この後、2 時 40 分から全員協議会を開催しますので、議員の皆さん、よろしくお願ひいたします。本日は、大会議室で行います。

午後 2 時 22 分 散会